

(別表) (第4条関係)

補助対象経費		補助率	補助限度額
1 ソフトウェア、クラウドサービス等の導入費	ソフトウェア、クラウドサービス、EC サイト等の導入費並びに導入に伴う初期設定及びカスタマイズに要する費用	補助対象経費の2分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)以内	10万円(うちハードウェア機器購入費に係る補助限度額は、5万円)を上限とする。
2 ソフトウェア、クラウドサービス等の使用料	インターネット又はネットワークを介して情報を蓄積するサーバーの使用料(初回支払分に限る。)及び月額、年額等で使用料金が定められている製品又はサービスの使用料(最大1年分の費用に限る。)		
3 導入コンサルティング、デジタル技術活用研修等に係る費用	デジタル技術の導入に際してのコンサルタント費用(旅費及び謝金に限る。)及び導入したデジタル技術を習得するための講習費、教材費、マニュアル作成費等に要する費用		
4 ハードウェア機器購入費	1から3までの補助対象経費に係る事業に使用するため、当該事業実施と併せて次の各号のいずれかの機器を購入する場合の当該購入に要する費用 (1) パソコン (2) タブレット端末 (3) プリンター		

- |                    |  |  |
|--------------------|--|--|
| (4) スキャナー          |  |  |
| (5) 複合機            |  |  |
| (6) POS レジ         |  |  |
| (7) モバイル POS<br>レジ |  |  |
| (8) 券売機            |  |  |